

今月のトピックス

全国梅サミット田辺市で開催 ～紀州田辺梅干協同組合～

観梅シーズンを迎え、ほのかな梅の香に包まれる田辺市で2月6日、7日の両日、全国の梅産地が一堂に会した「梅サミット」が開催されました。

平成7年から加盟自治体が持ち回りで開催している同サミットも第8回目となり、今回は、全国に「紀州の梅」をアピールしている和歌山が舞台。

紀州田辺梅干協同組合としても後援に名を連ね、田辺梅林、梅加工食品のPRの一翼を担うことになりました。

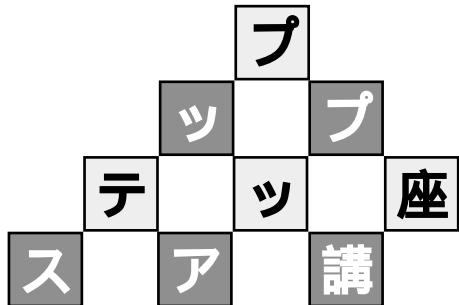
サミット会場となったガーデンホテルハナヨでは、梅産業の発展に取り組んでいる全国13市町村の首長が、観光振興などの情報や、梅産業の現状についての意見交換を熱っぽく繰り広げました。

又、記念事業として田辺の料理の達人たちによる梅料理自慢「ほんまもんのうめえ～食いもん」と題する発表試食会が催され、「梅」を使った創作料理・家庭料理の数々に約600名の来場者は舌鼓をうち大いに賑わいました。

梅の食文化・名物料理の定着を推進することによって食の分野での特色を出し、観光資源として消費拡大を図っていこうという開催目的が、当地で開かれた「全国梅サミット」に大きく反映されたようです。



〒646-0001
田辺市上秋津2084
牟婁商工会内
TEL0739-35-1101
FAX0739-35-1112



「企業の実態にあった中小企業

4. 自己資本対固定資産比率

土地・建物、機械設備などの固定資産が、どの程度自己資本でまかなわれているかを測る基準です。この比率が100%以内であると、固定資産はすべて自己資本でまかなわれているということになり、非常に安定した経営と云えましょう。

算式は次のとおりです。

$$\text{自己資本対固定資産比率} = \frac{\text{固定資産}}{\text{自己資本}} \times 100$$

自己資本が多いか少ないか、固定資産が多いか少ないかによってこの比率の善し悪しが決まります。

自己資本は大きく分けて資本金と過去の利益のうち企業外へ流出しなかった分の累積ですから返済の必要のない資金です。このうち資本金については配当を考慮する

必要がありますが、あまり配当をしない中小企業にとっては自己資本が多ければ多いほど安定した資金がたくさんあるということになります。

一方、固定資産については、企業の3大金喰い虫は、売掛債権、固定資産、在庫といわれていますが、固定資産が少ないと企業にとって資金負担が少なくてすんでいるということになります。ただ、この比率を重視するあまり、必要な設備までけちって、将来に禍根を残さないように注意して下さい。

また、固定資産に賃貸物件やリース物件がある場合は、同業同規模企業と比較するときには十分考慮して下さい。

5. 固定長期適合率

固定資産がすべて自己資本でまかなわれていれば問題はありませんが、そのような企業は少ないので、自己資本に長期借入金を加えたもの（これを長期資本といいます）でみていこうというのがこの比率です。

算式は次のとおりです。

$$\text{固定長期適合率} = \frac{\text{固定資産}}{\text{自己資本} + \text{長期借入金}} \times 100$$

固定資産は減価償却費という形で回収されますが、回収に時間がかかりますので、これを短期の資金でまかなっていたのでは、いずれ、資金繰りに齟齬をきたします。そこで、自己資本のみでは固定資産をまかなっていけないのであれば、せめて長期借入金でまかなっていこうというものです。

6. 売上高対支払利息比率

支払利息の負担が売上高に対し、どの程度であるかを示すもので、この比率の大、小は経常利益に影響を及ぼします。

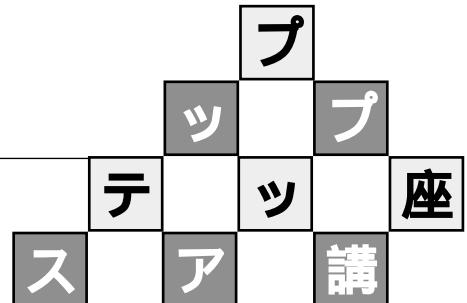
算式は次のとおりです。

$$\text{売上高対支払利息比率} = \frac{\text{支払利息} - \text{割引料} - \text{受取利息}}{\text{純 売 上 高}} \times 100$$

この比率は小さいほどいいということは当然ですが、小売業の場合は2%が限度といわれています。比率が高い場合は、売掛債権、固定資産、在庫のどこかに問題があるわけですから、改善に努めて下さい。

の経営分析」

中小企業診断士 奥 村 博 志



7. 従業員1人当たり年間売上高

従業員1人当たりの年間の売上高の大小を比較する数値です。従業員1人当たりの売上効率の善し悪しをみていこうというものです。

算式は次のとおりです。

$$\text{従業員1人当たり年間売上高} = \frac{\text{純売上高}}{\text{従業員数}} \times 100$$

従業員1人当たりの年間の売上高は、業種業態によって

大きく異なります。

回転率を重視する業種業態では数値は高くなり、利益率を重視する業種業態では数値は低くなります。しかし、自企業の推移や同業同規模の他企業との比較では売上効率の差は把握できます。

算式の分母である従業員数には、中小企業の場合は経営者や役員も含めて下さい。

8. 売場坪当り売上高

売場1坪当りの年間の売上高の大小を比較する数値です。売場1坪当りの売上効率の善し悪しをみていこうというものです。

算式は次のとおりです。

$$\text{売場坪当り売上高} = \frac{\text{純売上高}}{\text{売場面積}} \times 100$$

従業員1人当たりの年間売上高と同様に、業種業態によって大きく異なりますが、自企業の推移や同業同規模の他企業との比較では売上効率の差は把握できます。

売場面積荷は、事務所、バックヤード、倉庫は含めませんが、店舗内の通路は含めて下さい。

9. 売上高対人件費比率

売上高に占める人件費の割合を示す比率です。

算式は次のとおりです。

売上高対人件費比率 =

$$\frac{\text{従業員給料手当} + \text{福利厚生費}}{\text{純 売 上 高}} \times 100$$

売上高に占める人件費の割合が小さいことは、人件費効率がよく良好とされていますが、あまり割合が小さいときは、世間相場に比べて給料や待遇が悪く、従業員の勤労意欲をなくすという場合もあります。

企業にとって売上高対人件費比率は小さく、個々の従業員の給料は高いというのが理想です。

以上、3回にわたって「企業の実態にあった中小企業の経営分析」を掲載させて頂きましたが、紙面の都合で全ての項目についての説明ができなかったことをお詫びします。

各企業におかれましては、早急に全ての項目につい

て経営分析を実施され、自企業の長所・短所を見つけ、経営改善を図られることをお勧めします。

算式や分析の方法がわからない場合は、お気軽にお尋ね下さい。

平成14年度補正予算等における 中小企業金融対策について

(中小企業庁)

1月30日、補正予算が成立し、中小企業金融対策として、セーフティネット対策2,275億円、信用補完財政の基盤強化2,010億円が計上されました。

これは、不良債権処理の進展等、中小企業をめぐる金融経済情勢が厳しい中で、やる気と能力のある中小企業がなぎ倒されることのないよう、中小企業の円滑な資金調達に万全を期すものです。

同金融対策では、(1)セーフティネット対策として、ア．セーフティネット保証の推進、イ．資金繰り円滑化借換保証制度の創設、ウ．売掛債権担保融資保証制度の推進、また、(2)信用補完制度の財政基盤強化として、信用補完制度の持続的運営を可能にするため、現行の保証料率(年率1%)を平均0.3%引き上げる(有担保保証1.25%、無担保保証1.35%)こととしています。なお、保証料率の一括の引き上げとならないよう、保証料率の割引制度も導入することとしています。

中小企業金融セーフティネット対策

平成15年2月 中小企業庁

セーフティネット保証の拡充

セーフティネット保証とは、取引先企業の倒産、自然災害等により経営の安定に支障を生じている中小企業への資金供給の円滑化を図るための保証制度です。

昨秋の臨時国会において、中小企業信用保険法を改正し、金融機関が店舗統廃合等の経営合理化を行うことにより貸出の減少に直面した中小企業者等を、新たにセーフティネット保証の対象者として追加し、大胆かつ広範なセーフティネットを構築しました。(すでに平成14年12月16日から実施しております。)

資金繰り円滑化借換保証制度(略称:借換保証)

本制度の目的は、デフレの進行等による売上高の減少等に対応し、保証付借入金の借換えや複数の保証付借入金の債務一本化等を促進することにより、中小企業の月々の返済額の軽減等を推進し、中小企業の資金繰りを円滑化することです(2月10日より実施)。

特別保証（中小企業金融安定化特別保証）の借換え

特別保証を借り換える場合、セーフティネット保証の要件に該当する方（昨年末よりその対象を大幅に拡大）は、セーフティネット保証で借り換えることができます。セーフティネット保証の対象とならない方は、一般保証での借換えとなりますが、その場合、一般保証の枠内（例えば無担保保証の場合、8,000万円の限度額の枠内）で保証することとなります。

保証条件

セーフティネット保証による借換えの場合は、事業計画書の作成等が必要となります。

保証期間は原則として10年（据置期間1年以内を含む。）以内となります。

特別保証は臨時異例の措置として、その他の保証とは別会計で実施されたものであり、本制度は既に終了していることから、他の保証との一本化は行えません。等

一般保証とセーフティネット保証の借換え

1.セーフティネット保証の要件に該当する方

セーフティネット保証の要件に該当する方は、セーフティネット保証で借り換えることができます。また、一般保証とセーフティネット保証を一本化して借り換えることもできます。借換えにあたっては、追加的に新たな融資（増額融資）を受けることもできます。

保証条件

事業計画書の作成等が必要となります。

保証期間は原則として10年（据置期間1年以内を含む。）以内となります。等

2.セーフティネット保証の要件に該当しない方

セーフティネット保証の要件に該当しない方は、一般保証で借り換えることとなります。借換えにあたっては、追加的に新たな融資（増額融資）を受けることもできます。なお、セーフティネット保証を一般保証で借り換える場合、一般保証の枠内で保証することとなります。

保証条件

通常の保証における保証条件と同じです。

（注）信用保証協会の保証付きの貸付で金融機関が旧債務を借り手企業の意に反して返済させること（旧債振替）は禁止されています。

中小企業庁ホームページ <http://www.chusho.meti.go.jp>

平成14年度補正予算等における
中小企業金融対策について

第三者保証人等を不要とする融資について（国民公庫）

第三者保証人を依頼することや担保を提供することが困難な方に対して、第三者保証人や担保を不要とする融資の取扱いを、平成15年1月27日から開始いたしました。

【貸付対象】税務申告を2期以上行っており、かつ、所得税等を期限内に完納していること

【貸付限度】1千万円

【貸付利率】基準利率 + 0.7%

経済再生改革対応緊急貸付制度（中小公庫・商工中金・国民公庫）

この制度は、取引金融機関から貸し済り・貸し剥がし等の取扱いを受け資金繰りに困難をきたした中小企業者に対して融資を行う制度です。この制度には、貸付額の75%まで担保徴求を免除することができる特例があります。

【貸付対象】取引金融機関から貸し済り・貸し剥がし等の要請を受け資金繰りに困難をきたした中小企業者であって、事業活動等改善計画を提出し、かつ、現状程度の金融支援を行う取引金融機関が一つ以上存在する方

【貸付限度】別枠3億円

【貸付利率】基準利率（但し、担保徴求の一部免除を受ける場合は、担保免除部分について基準利率 + 0.3%）

【担保条件】担保が不足する場合は、事業の見通しを考慮し、貸付額の75%（但し、8千万円まで）を限度として担保徴求を一部免除するなどの特例があります。

なお、上記は中小公庫の例であり、商工中金、国民公庫の貸付条件は一部異なります。

企業再建貸付制度（中小公庫・商工中金）

この制度は、経営改善、経営再建等に取り組む必要が生じている中小企業者であって、通常の融資制度では取り上げが困難なものに対し、企業再建計画の策定を前提に融資を行う制度であり、今般創設されました。

【貸付対象】地域経済の産業活力維持への貢献や技術力などが認められるものの、経営改善、経営再建等に取り組むことが必要になっている中小企業者であって、債務償還能力が認められ、かつ、適切な企業再建計画が策定され、取引金融機関からの既往債務について当該金融機関からの協力が得られる等支援体制が構築されており、自助努力により企業再建が見込まれる方

【貸付限度】7億2千万円（うち長期運転資金2億5千万円）

【貸付利率】基準利率（但し、担保徵求の一部免除を受ける場合は、担保免除部分について基準利率 + 0.3%）

【担保条件】担保が不足する場合は、事業の見通しを考慮し、貸付額の50%（但し、8,000万円まで）を限度として担保徵求を一部免除するなどの特例があります。

なお、上記は中小公庫の例であり、商工中金の貸付条件は一部異なります。

信用補完制度の財政基盤の強化について

信用補完制度は、中小企業者が金融機関から融資を受ける際に信用保証協会が保証を行う信用保証制度と、中小企業総合事業団がその保証につき保険を引き受ける信用保険制度からなります。

中小企業を取り巻く厳しい金融経済環境が続く中、政府としては、特別保証制度の実施、セーフティネット保証の充実、売掛債権担保融資保証制度の創設など信用補完制度を充実させてきました。

こうした中で、信用保険収支は大幅な赤字となっており、今後とも信用補完制度を持続的に運営していくためには、信用保証制度の財政基盤を強化することが重要となっています。このため、平成14年度補正予算において約2,000億円の予算措置を計上するなど、政府としても、財政基盤の強化に全力を挙げてありますが、利用者である中小企業者の皆様にも最小限の負担をお願いする必要があり、本年4月1日から、信用保証料（現行の基本料率1%）を概ね、0.3%引き上げさせていただきます。
(ただし、セーフティネット保証、特別小口保証等については、現行料率（1%以下）を維持。売掛債権担保融資保証の保証料率は1%から0.85%へ引き下げ。)

信用補完制度の持続的な運営のため、
中小企業者の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

お問い合わせ先

中小企業庁金融課、信用保証協会、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫、
国民生活金融公庫または金融機関等へ

役員スポットライト



和歌山県製革事業協同組合
理事長
森田 紀生 氏
(中央会常任理事)

~組合運営について~

今、組合をとりまく状況は?

購買力の低下、組合員の減少等いずれの製造業界も大変厳しい中、経営者自らが現場で製造に携わるという中小製造業ならではの経営体制で今まで頑張っています。多品種少量生産、技術力があつて小回りの利く業態を維持しながら組合員一丸となって、生き残るための競争力を伸ばそうと考えています。

~今後取り組みたい事業若しくは現行組合事業について~

当組合では、17年間、イタリアと香港での海外展示会に出展、又、レザーフェスティバルの開催も昨年で7年目を迎えました。昨今のブランド志向で、より価値性の高い製品を確立する必要性を実感しています。今後は“和歌山ブランド”として最終製品までの確立を目指し和歌山から県外、海外へと発信していくことを考えています。

~日常組合運営で留意していること~

組合員のみなさんの意見を反映するため毎月理事会にはかり、先ずは一つ一つ出来ることから実行していく。それがためには説得力と元気のできる牽引力が必要です。これらを後継者にバトンタッチしていくことが今後の課題です。

~日常生活拝見~

出張以外は殆ど毎日(月20回程度)スポーツジムで汗を流してリフレッシュしています。又週に2~3回は楽しくお酒をたしなんでいます。いつも体を動かしていることが私のリラックス法でしょうか!



和歌山市運送事業協同組合
理事長
上赤坂 好一 氏
(中央会理事)

~組合運営について~

今、組合をとりまく状況は?

当協同組合の運営は、高速道路利用による割引及び回数券販売が大きな財源であるが、日本道路公団等の民営化に伴い、割引がどうなるかで、組合運営に大きく左右される。事務費コスト削減のため事務の簡素化を進めている。

~今後取り組みたい事業若しくは現行組合事業について~

大変きびしい経済状態であるので、協同組合で経済事業委員会を設置して、組合員に、仕事の斡旋をすべく努力をしている。

~日常組合運営で留意していること~

高速道路利用の回数券等の在庫切れのない様注意し、当協同組合にはいつでも在庫していると利用の方々に信用される様に心掛けている。

~日常生活拝見~

毎日、新聞を読み、皆との会話を大切につとめている。

早寝早起きをモットーに少しのウォーキングを嗜んでいます。

酒も控目に。

中央会だより

平成14年度情報連絡員会議開催

2月26日（水）ホテルグランヴィア和歌山にて情報連絡員会議を開催しました。

情報連絡員制度とは、中小企業の景気動向を把握するために、県内の主要業種の組合役職員の方40名に委嘱し毎月1回ご報告いただいているものです。

会議ではまず、近畿財務局検査総括課長の清水章夫氏に「金融検査マニュアルについて」、また、マイクロソフトIT実践塾講師の衛藤慎氏に「ITでビジネスが



変わる」をテーマに講演を実施しました。続いて、事務局より1年間情報連絡員の方々にお寄せいただいた情報の報告等情報交換を行い、会議は終了しました。

電子認証等IT関連研修会開催

1月29日（水）ルミエール華月殿において、ホームページ研修会を開催しました。

この研修会は、ホームページ作成組合を対象に、(株)パワー・インターラクティブ代表の岡本充智氏を講師に迎え、「中小企業インターネットの活用」というテーマで実施しました。ホームページの作成にあたっては、まず目的をはっきりさせてそのためにどういう風に仕掛けていくかがポイントとの事でした。マーケティング理論に基づいた先生の講義に出席者は熱心に聞き入っていました。

また、2月6日（木）同会場にて電子認証システム講習会を開催しました。

中央会では、中小企業の電子商取引を推進し、経営の活性化・効率化に資するため、電子認証システムの構築事業を推進しています。

講習会では、まず、電子認証制度や関係法令について説明し、続いて、行政や民間の電子認証の現状について実例紹介を行いました。



会員だより

和歌山マリーナシティで 全振連青年部指導者研修会 ～全国から160余名の参加～

2月18日（火）和歌山マリーナシティのロイヤルパインズホテルにおいて全国商店街青年部指導者研修会が開催されました。

商店街で中核となる若手経営者や後継者の青年部幹部を対象に、各商店街・個店についての情報交換をすることによって今後の役割と商店街活性化に必要な知識を得ようというのが本研修会の目的です。



地元和歌山からはスタッフも含め63名が参加。「顧客より信頼を得る企業経営」をテーマに（株）クリーンサワ代表取締役の澤浩平氏による基調講演、又、サークル討論では北海道から沖縄まで約160余名の参加者がサークルに分れての活発な情報交換を行い、春間近のマリーナシティを舞台に熱気溢れる研修会となりました。

和歌山県商店街振興組合連合会

〒640-8566 和歌山市西汀丁26番地経済センター内
TEL 073-428-1019 FAX 073-431-4108

偽造ハイカ・別納カード ～不正使用撲滅運動～

紀州高速事業協同組合、有田トラック運送事業協同組合では、“買うな！使うな！見逃すな！”を合言葉に偽造ハイカ・別納カードの不正使用撲滅運動を実施中です。

組合が運営管理する「高速道路通行料金共同精算事業」を利用するにあたり全組合員一丸の元、精錬潔白な管理運用の徹底を目的に、ポスター・チラシ等作成・配布しています。

有田トラック運送事業協同組合

〒643-0007 有田郡湯浅町吉川59番地
TEL 0737-63-6577 FAX 0737-62-4607

紀州高速事業協同組合

〒643-0007 有田郡湯浅町吉川59番地
TEL 0737-63-5262 FAX 0737-62-4607

STOP 偽造ハイカ・別納カード不正使用撲滅運動

買うな!!



見逃すな!!

使うな!!

紀州高速事業協同組合
有田トラック運送事業協同組合



★ 偽造ハイカは法律違反

★ 別納カードの不正使用は会社の責任です

★ 発覚すれば、?億円の罰金が科せられます

★ 営業ナンバー車の不正使用は
会社及び組合の全体責任です



青年中央会だより

～白浜で青年部交流会～

2月8日白浜の「ホテル古賀の井」において和歌山県組合青年部交流会が開催されました。

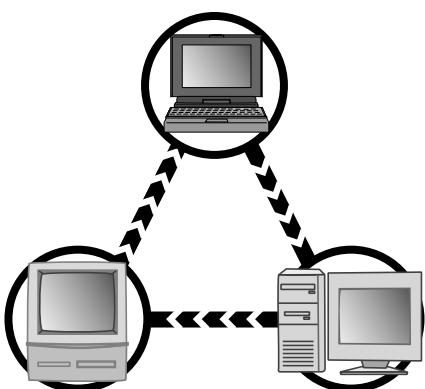
講演会ではバーチャル和歌山e-コミュニティ一部マネージャー山口善三氏により「第3セクターが取り組む地方のIT化」というテーマで講演していただきました。



次に3時より近畿ブロック交流会が平行して開催され、近畿ブロック青年中央会交流会と和歌山県青年中央会交流会が合同で行われた形となりました。

近畿ブロック青年中央会会長田中邦広氏が「近畿ブロック青年中央会の活性化と事業モデル」について語り、今後の近畿ブロック青年中央会の在り方について熱心に議論されました。また、近畿ブロック会長会議も同時に開催され、このような形式での交流会は初めての体験であり、組合青年部員は普段見ることが出来ない光景をまのあたりにし、非常に興味深い様子で聞きいっていました。

今後の近畿ブロック青年中央会としては、各県が持ち回りで交流会等を開催するのではなく、委員会制度にし、近畿ブロック一丸となって活性化に努める方針です。



平成14年度 新規加入組合紹介

平成ニット協同組合

所在 地	和歌山県那賀郡打田町大字古和田338番地 TEL 0736-78-2056 FAX 0736-78-2056	
代表理事	古野太久磨	
資格業種	ニット製アウターシャツ類製造業又は織物製寝着類製造業を行う事業者	
設立の目的(要約)	個々の企業のみでは対応出来ないので、そうした発注量をも取込み消化するため、協同組合を設立し、機に応じての大ロット受注への対応を目指しています。	
主な事業	・纖維製品の共同受注 ・外国人研修生の共同受入	・副資材の共同購買

有田プロパンガス協同組合

所在 地	和歌山県有田市宮崎町368番地の1 TEL 0737-83-4508 FAX 0737-83-4508	
代表理事	中尾善哉	
資格業種	液化石油ガスの販売業	
設立の目的(要約)	大企業の攻勢、他業種からの参入等個々の企業では解決できない問題が山積しているため、協同組合を設立し、共同受注、共同購入等の事業を積極的に展開します。	
主な事業	・液化石油ガスの共同受注 ・ガス供給機器の共同購入	

紀南ハウス協同組合

所在 地	和歌山県田辺市宝来町9番17号 TEL 0739-26-6650 FAX 0739-26-6652	
代表理事	谷口忠雄	
資格業種	土木工事業、建築工事業、木造建築工事業、液化石油ガス小売業、建物サービス業	
設立の目的(要約)	建設業者並びに建設関連業者でそれぞれの専門技術・知識を生かし、住宅新築工事並びに住宅リフォーム工事の共同受注や組合員の取り扱う建築資材等の共同購買を行い、組合員の経営の合理化並びに経済的地位の向上を図ることを目的としています。	
主な事業	・住宅工事等の共同受注	・建築資材等の共同購買

新宮食肉協同組合

所在 地	和歌山県新宮市新宮8002番地の54 TEL 0735-22-5870 FAX 0735-23-1870	
代表理事	榎本義清	
資格業種	食肉卸売業・食肉小売業	
設立の目的(要約)	より一層の検査体制の確立や作業技術の向上を目指し、地元消費者に安全で安心できる高品質な食肉を提供できる食肉処理場の管理運営を目的としています。	
主な事業	・新宮市食肉処理場の共同利用 ・食肉の共同検査	

橋本市すみだ事業協同組合

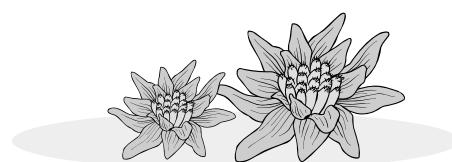
所 在 地	和歌山県橋本市隅田町山内1687番地の1 T E L 0736-37-2855 F A X 0736-37-2860	
代 表 理 事	中辻幸七	
資 格 業 種	丸編ニット生地製造業、成人女子・少女服製造業、スポーツ施設提供業、倉庫業法第3条の登録を受け行う倉庫業、又は古物営業法第3条の許可を受け中古品小売業を行う事業者	
設立の目的(要約)	組合組織を結成することにより、従業員の共同労務管理事業、組合員企業が必要とする物品の共同購買事業、経理、会計、給与計算等を行う共同計算事業、講習会や研究会開催といった教育情報提供事業、福利厚生事業を行うことにより、経営の合理化を図ることを目的としています。	
	さらに、金融事業を行うことによる経営の安定化を目指しています。	
主 な 事 業	・燃料、事務用品等の共同購買 ・共同労務管理 ・共同計算及び事務の代行事業 ・事業資金の貸付け	

加太観光協会温泉協同組合

所 在 地	和歌山市加太1062番地 加太観光協会内 T E L 073-459-0003 F A X 073-459-0003	
代 表 理 事	利光伸彦	
資 格 業 種	旅館業法第3条第1項の許可をうけ、旅館業を行う事業者	
設立の目的(要約)	観光施設のなかでも最も魅力的な温泉を加太地域に導入することで、今後温泉を中心とした事業やイベントを計画・実行に移していく、加太地域の発展繁栄を目指すことを目的としています。	
主 な 事 業	・組合員の必要とする温泉の共同給湯事業 ・組合員のためにする販売促進事業	

高野口建設業協同組合

所 在 地	和歌山県伊都郡高野口町伏原243番地 T E L 0736-44-1151 F A X 0736-44-1151	
代 表 理 事	中島英夫	
資 格 業 種	土木工事業、建築工事業	
設立の目的(要約)	小規模建設事業者により、組織化によるスケールメリットを生かした、組合員の取り扱う資材の共同購入事業、C A L S / E C をはじめとする電子入札制度に対応していくための教育情報事業等を行い、単独事業者では困難な諸問題に対応していくことを目的としています。	
主 な 事 業	・共同購入事業 ・福利厚生事業 ・教育情報事業	



全国の先進組合事例

異業種の技術力で受注、共同作業で受注品を完成

協同組合無垢の会

所 在 地 栃木県今市市
設 立 平成11年11月
組 合 員 数 14人
出 資 金 280万円
地 区 今市市

主 な 業 種 一般製材業、建具製造業、挽物業、鉢物類栽培業、培養土製造業他
組 織 形 態 異業種組合
専 徒 理 事 -
組合専従者 -
U R L -

異業種組合として、水車や屋台の車輪作成・修理といった共同受注に取り組み、異業種による技術力で受注品を完成させるという共同受注・共同製作両面での成果を得た

今市市主導での地場産業振興のための異業種交流がきっかけとなって、異業種の技術を持ち寄り杉並木公園内の水車の作成を受注した。この水車づくりが好評で「無垢の会」活動がPRされ、屋台の車輪作成などの受注が増えた。しかし、公的機関からの受注には任意組織では限度があり、異業種グループとしての特性を活かして更に飛躍するためには法人化が必要と考え、「木」にこだわりを持ち、木に関わる仕事に意欲をもつ事業者で組合を設立した。

異業種グループとしての活動を継承し、組合設立当初から現在に至るまで「水車」や「屋台の車輪」の作成・修理といった共同受注・共同販売

を中心に取り組んでいる。また、異業種の技術力を持ち寄って共同作業により受注品を完成させるという共同製作にも取り組んでいる。

異業種組合として、「水車」や「屋台の車輪」の作成・修理といった共同受注・共同販売を増大させ、一方では、異業種の技術力を持ち寄って共同作業で受注品を完成させるという共同受注・共同製作の両面で大きな成果が得られた。また、異業種組合として、技術面で協力し合い、製作したものが目に見える形となったことで、個々の組合員が達成感・充実感を味わうことができた。これがチームワークに役立ち、次なる共同事業への励みともなっている。



杉並木公園内の水車



加賀能登の味覚と伝統文化を全国へ発信

協同組合加賀能登特産銘品会

所 在 地 石川県金沢市
設 立 昭和63年8月
組 合 員 数 36人
出 資 金 720万円
地 区 石川県

主な業種 食品製造業、酒類製造業、卸売業、小売業他
組織形態 異業種型組合
専従理事 1人
組合専従者 3人
U R L -

全 国有名百貨店の催事会場で加賀能登特産銘品を共同販売。積極的な新製品開発と「加賀能登特産銘品」のブランド力向上戦略で好調な売上高を維持確保している

「懐かしいふるさとの特産銘品が都会や地方都市では購入できない。」と言う全国各地の県人会からの要望に応えるため、ふるさとの特産銘品等を百貨店催事会場で販売し、全国にいる石川県に関係のある人々へそれらを提供する機会を設けるということが、取り組みの背景や動機である。また、加賀・能登の特産銘品を全国のより多くの消費者へ周知し販売に結びつけていくことや特産銘品とともに、石川県の伝統文化等を全国へ発信することもねらいである。個人消費が低迷するなかで、過去3年間の売上高は堅調に推移し、衰えを見せていない。

組合事務局と催事開催会場となる百貨店側との連携の良さ、企画や販売促進等の事前の調整・販売体制を事務局がしっかりと整備していることで、各組合員が販売のみに力を入れることができる基盤を作りあげている。また、組合・組合員が百貨店への顧客の動員や来店客を7、8階の催事場へ誘導するための工夫を結束して行っている。さらに、近い将来インターネットを活用し、ホームページでも組合員の取扱い商品の情報発信を積極的に行う予定である。

個人消費が低迷している近年の経済状況にもかかわらず、組合の共同販売事業の売上高は、過去3年間では前年比を上回るか前年同様の数字を実績として残している。

堅調な売上高を維持している背景には、オリジナリティ豊かな新商品の開発、顧客ニーズへの迅速な対応等が、大きな要因となっている。また、百貨店の催事販売に絞り込んだ販売戦略は、百貨店という業態が持つ高級感や安心感を加賀能登特産銘品に付与でき、併せて高品質商品として信頼の厚い逸品ブランドの醸成に資する効果を生んでいる。結果として、組合員の経済的基盤の向上にも大きく寄与している。



大手百貨店入り口でのデモンストレーション



デパートでの催事

家事介護サービスのニュービジネス事業へ異業種が結集

協同組合ファミリーサポートセンター

所 在 地 京都府京都市中京区
設 立 平成11年4月
組 合 員 数 5人
出 資 金 320万円
地 区 京都市、亀岡市
主 な 業 種 家事サービス業、運

組織形態	異業種組合
専従理事	1人
組合専従者	1人
U R L	-

高齢化、福祉社会に求められるハウスキーピング、家事サービスへのニーズに対応できるよう異業種企業が組合を結成し、組合事業としてシステム化を図った

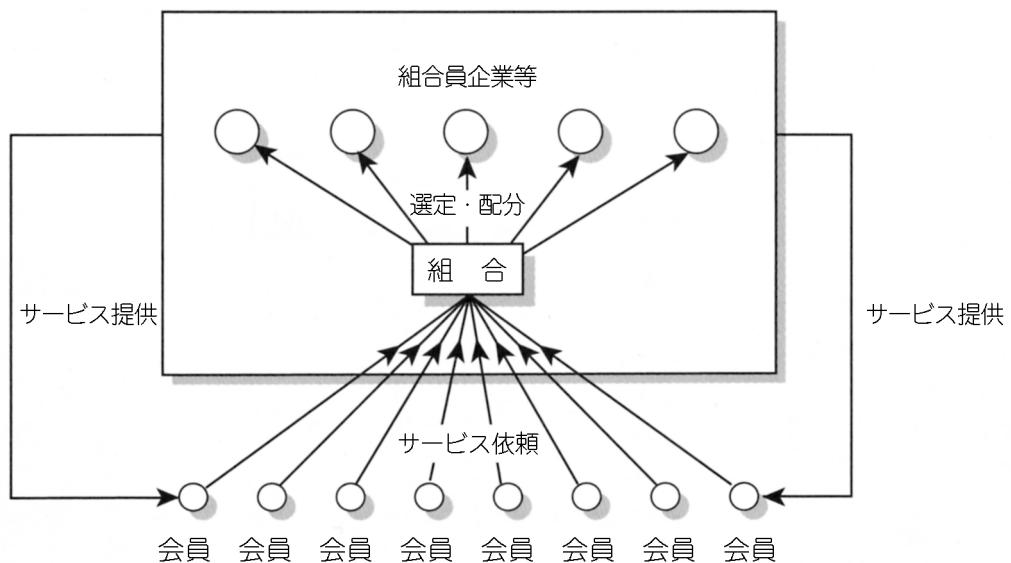
高齢化社会、高福祉社会への移行や共働き世帯が増加する社会構造への変化から家事、介護サービス、健康、ハウスメンテナンスをはじめ地域社会から多くのニーズが発生することが予測され、それに対応するトータルな家庭支援サービスのビジネスを異業種がタイアップすることで「安全、安心、快適、便利、健やか」をコンセプトとしたサービス提供を事業化する目的で組織結成を図った。

ファミリーサポートセンターの利用料金は個人入会金2万円、月会費8千円、法人については企業従業員規模によって異なり、50名までは30万円、100名まで40万円、200名まで60万円、500名まで100万円、500名以上150万円と5段階に分け月会費1人8千円としパンフレットの作成、タウンページ等でPRして幅広いユーザー獲得をめざしてきた。しかしユーザー側に定期的、定額の出費に対する抵抗感があるのか、意図した会員獲得について課題が生じたため、最も組合目的に沿った事業を実施している家事サービス、ベビーシッター事業や、ユーザーに要望が多い整体などへ各組合員が力を結集し、まず、中心となる事業を安定させ、順次組合事業として発展させる方針をとった。

整体の出張サービスを通じその利用者を中心に会員が集まるサロン設置の要望が多くあり、新たな事業として導入したペット移

動火葬も好評で、徐々に事業が浸透してきている。

▼サービスの仕組み



緑化工事用の環境にやさしい木製連結枠を開発

三重ホルツ小径木加工協同組合

所 在 地 三重県飯南郡飯高町
設 立 平成7年12月
組 合 員 数 6人
出 資 金 1,100万円
地 区 飯高町
主 な 業 種 素材生産業、製材業、木製品製造業、木材建築工事業

組 織 形 態 異業種連携組合
専 徒 理 事 -
組 合 専 徒 者 9人
連 携 先 飯高町、三重県科学技術振興センター
U R L -

伐材を用いたユニット型の木製連結枠を製品開発した。このため法面保護枠として斜面緑化現場や、公園等の木製ブロックとしてガーデニング関連市場で有効に利用される

当組合の取り扱い製品は、従来ログハウス、木製壁材、テーブル及び花壇等ガーデニング関連製品が主であった。

しかし、最近では、社会がコンクリート一辺倒になりつつあるなかで、森の恵みを前面に出すという当初からの理念のもとで、公用の販売をめざして新製品を共同開発することとした。その結果、シーダーフレーム（裸地斜面砂防用木製保護枠）と「もくさくくん（木製フェンスパネル）」という木製の連結枠製品を開発した。

シーダーフレームについては、主として公用の工事関係資材として販売を行っている。本製品は、裸地斜面の保護を目的としたものであり、年数が経つにつれて腐朽するが、そのころには木製枠内に植生が回復する。最終的には保護枠は腐朽してしまうことになるが、それが植生の肥料となって緑地植生が成立し、森に恵みを返すことにつながる。

裸地斜面保護用の製品は、治山現場において資源循環の立場から従来より開発が必要とされていた。シーダーフレームは、斜面に沿って木製枠を押しつける必要があり、斜面は場所によって凸凹があるため、湾曲している場合があることから、どのようにして斜面に沿わせるような製品とするかが今後の課題である。

もくさくくんについては、ユニット型のフェンスとして一般エクステリア業者に販売されている。シーダーフレームと同様の木材連結枠を用い、公共事業等におけるガーデニング関連市場に踏み出したもので、森を意識させるような展開が成功要因と認められる。この製品は、ブロック化をさらに進めることで販売量が見込めそうである。



公園内の小動物保護フェンス用に施行されたもくさくくん斜面に施工されたシーダーフレームと枠内の植生生育状況



情報連絡員報

1月分

D I (ディフュージョンインデックス) 値

D I 値は景気が上向きか下向きかを表す数値です。

D I 値 = 増加(好転)割合 - 減少(悪化)割合

D I 値 > 0 ... 景気上向き

D I 値 = 0 ... 景気横ばい

D I 値 < 0 ... 景気下向き

業界景況 / 前月比

10ポイント悪化

前年同月比の景気動向

↑ 増加・好転 ↓ 不変 → 減少・悪化 ↓

項目		売上高	収益状況	資金繰り	業界景況
業種					
製造業	食料品	↓	→	↑	↓
	織維同製品	→	↓	↓	↓
	木材木製品	↓	↓	↓	↓
	出版印刷	↓	↓	↓	↓
	化学生ゴム	↑	→	→	→
	窯業土石製品	→	→	→	→
非製造業	鉄鋼金属	↓	↓	↓	↓
	その他の業	↓	↓	↓	↓
	卸売業	→	↓	↓	↓
	小売業	↓	↓	↓	↓
	商店街	↓	↓	↓	↓
	サービス業	↓	↓	↓	↓
D I 値	建設業	↓	↓	↓	↓
	運輸業	→	↓	↓	↓
	- 45.0	- 57.5	- 57.5	- 65.0	

(情報連絡員40名のうち回答数40名 回答率100%)

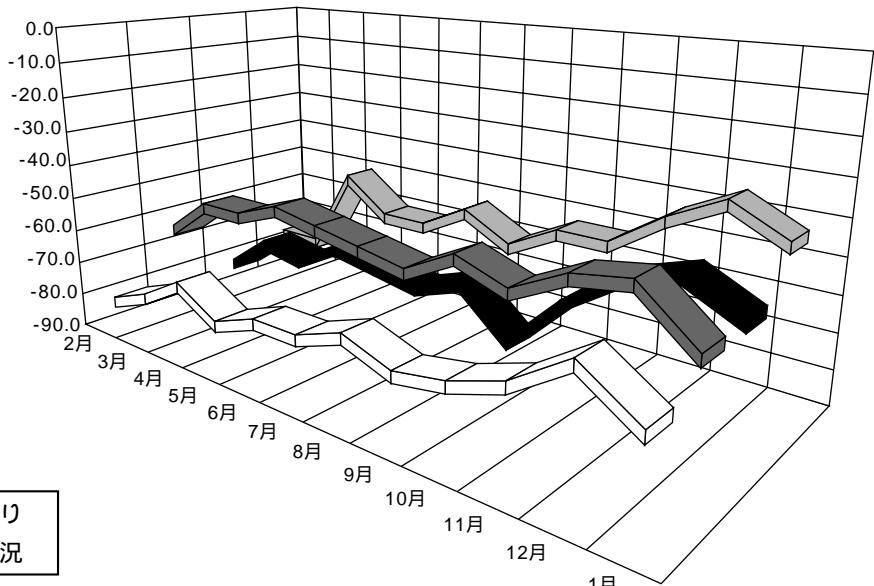
総評

前年同月比における「業界景況」判断指標(D I 値: 景気動向指数)は、マイナス65.0ポイントであり、同12月調査と比べて10ポイント悪化した。

同12月調査と比べ、「売上高」は7.5ポイント悪化、「収益状況」も7.5ポイント悪化、「資金繰り」も12.5ポイント悪化した。

1月の調査では業界景況に関して、情報連絡員40名のうち、「不变」との回答は10名、「悪化」との回答は28名で、「好転」との回答は2名であった。

年間DI値 (前年同月比) の推移



■ 売上高 ■ 資金繰り
■ 収益状況 ■ 業界景況

○製造業○

食 料 品	大阪地域での大手漬物会社の民事再生法申請に見られるように、漬物業界全般において更に厳しい状況下にある。当面、景気回復は考えられず、自助努力が最も重要なかと思います。2月6日・7日に全国梅サミット開催。紀州梅製品を出席各首長に提供、会場では写真パネル等展示、また、記念事業として梅料理自慢のほか、紀州備長炭公園、田辺梅林視察研修等開催される。(梅干)
纖維・同 製 品	12月、1月は操業日数が少ないため、生産、販売量共に減少するが、春物の最盛期にかかる低調に推移している。(ニット)
	売上高増加は各企業の特徴のある製品が売れた様です。一般的安い製品は横ばいです。(手袋)
木 材・木 製 品	マンションのドア類に関しての受注先は相変わらず二極分化している。受注単価は低下したままの状態が続いている。(建具)
	和歌山県家具産地展に向けて、準備推進中。(家具)

○非製造業○

小 売 業	デフレマインドが浸透し、業況は冷え込んだままである。(和歌山市)
	1月は例年商店街全体のバーゲン月で、客足がこの期間は多くなり、専門店でのバーゲンの強みが見られたのですが、今年の冬のバーゲンは思った程に客数がなく、これも業況の大きな変化が生じた感じがします。(田辺市)
商 店 街	空き店舗増加。(七曲)
サ ー ビ ス 業	対前年同月比で、宿泊人員(96.8%)、総売上料金(93.1%)、1人当たり消費単価(96.2%)、総宿泊料金(94.4%)、1人当たり宿泊単価(97.6%)。1月の宿泊人員で見ると、14年は71,250人、15年は68,953人で2,297人の減(-3.2%)である。(白浜旅館)
	2月8日・9日に中古車フェアを開催しました(2月・7月・11月の年3回実施、今回で14回目)。2月は例年新社会人の就職対象者向きに成約台数も比較的多い時期ですが、今回軽自動車の低価格車ばかりの成約となりました。2日間で27台の販売となり、平均でした。高額車の販売が伸び悩んでいます。(田辺自動車)
建 設 業	1人親方の廃業、組合自由脱退増加。回復の兆しなく、ますます後退している。(電気工事)
運 輸 業	正月の月であるため輸送量は例年通り少ない。しかし、イラク情勢のため燃料の値上げが2月より大幅アップとなる様である。(和歌山市)

組合決算期の諸手続

多くの組合が3月末に決算期を迎えます。

定款に沿った会計処理や総会準備、税務申告など様々な事務手続きが目白押しです。

そんな決算期に必要な諸手続を、モデル書式として掲載しました。

通常総会招集通知書

平成 年 月 日	
殿	
組合名	
代表者名	
第 回通常総会招集通知書	
時下 益々ご清栄の段お慶び申し上げます。	
このたび下記により通常総会を開催いたしますから是非ご出席下さいますようご通知申し上げます。	
なお、当日ご出席ができず定款第 条の規定により、下記目的事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使されようとする場合は、同封の委任状用紙又は書面議決書に必要事項をご記入、ご捺印の上、 月 日迄に到着するよう郵送又は直接提出して下さい。	
なお、委任状については総会当日代理人が持参されても結構です。	
記	
1. 開催日時 平成 年 月 日 午後 時	
2. 開催場所	
3. 議 案	
第1号議案	年度決算関係書類承認の件
第2号議案	年度事業計画及び収支予算設定の件
第3号議案	加入金徴収の件
第4号議案	賦課金の額及びその徴収方法決定の件

- | | |
|-------|--------------------------------|
| 第5号議案 | 借入金残高の最高限度決定の件 |
| 第6号議案 | 1組合員に対する貸付金額及び債務保証の残高の最高限度決定の件 |
| 第7号議案 | 役員報酬決定の件 |
| 第8号議案 | 役員選挙の件 |
| 第9号議案 | その他 |

委 任 状

平成 年 月 日	
組合 御中	
組合員住所	
氏 名	
委 任 状	
私は を代理人と定め下記の権限を委任します。	
1. 平成 年 月 日開催の第 回通常総会に出席し、議決権（及び選挙権）行使する一切の件	
総会続行又は延期の場合も同じ。	

通常総会次第

通常総会次第	
1. 開 会	
1. 出席者数確認	
1. 理事長挨拶	
1. 議長選任	
1. 議 事	
第1号議案	年度決算関係書類承認の件
第2号議案	年度事業計画及び収支予算設定 の件
第3号議案	加入金徴収の件
第4号議案	賦課金の額及びその徴収方法決定の件
第5号議案	借入金残高の最高限度決定の件
第6号議案	1組合員に対する貸付金額及び債務 保証の残高の最高限度決定の件
第7号議案	役員報酬決定の件
第8号議案	役員選挙の件
1. 閉 会	

総会議決事項

総会議決事項	
法 定 議 決 議 決 事 項	(1) 定款の変更 (2) 事業の全部の譲渡 (3) 組合員の除名 (4) 組合の解散又は合併 (5) 組合員の出資口数に係る限度の特例 (6) 新設合併の場合における設立委員の選任
	(7) 規約の設定、変更又は廃止 (8) 毎事業年度の収支予算及び事業計画の 設定又は変更 (9) 経費の賦課及び徴収の方法 (10) 団体協約の承認 (11) 役員の改選請求の同意 (12) 決算関係書類の承認 (13) 清算人の選任
	(14) 借入金残高の最高限度 (15) 組合員に対する貸付け又は債務保証の残 高の最高限度 (16) 役員の報酬 (17) 過怠金 (18) 加入金 (19) 剰余金の配当 (20) その他定款で定める事項

通常総会議事録

組合第	回通常総会議事録
1. 招集年月日	平成 年 月 日
1. 開催日時	平成 年 月 日 時
1. 開催場所	
1. 組合員総数	名
1. 出席組合員数	名 内訳 本人出席 名 委任状出席 名
1. 議長選任の経過	定刻に至り司会者 開会を宣し、本日の 総会が定足数を満たしたので有効に成立せる旨 を告げ、議長の選任方法を諮詢したところ、満場 一致をもって 議長に選任せられ就任した。 続いて議長より挨拶の後議案の審議に入る。
1. 議事の経過の要領及び議案別の議決の結果	1. 議案 年度決算関係書類承認の件 議長は理事 をして 年度(自 年 月 日 至 年 月 日)に おける当組合の事業状況並びに決算状況を下 記の書類を提出して詳細に報告させた。 1. 事業報告書 1. 財産目録 1. 損益計算書 1. 貸借対照表 1. 剰余金処分案(損失処理案) 次いで監事 は上記の書類を綿密に調査 したところ、いずれも正確かつ適正であるこ とが認められた旨を報告した。 議長よりこれら決算関係書類の承認について 議場に諮詢したところ、満場異議なくこれを承 認した。 2. 議案 年度の事業計画及び収支予算設 定の件 議長は をして 年度の収支予算案 及び事業計画案を詳細に説明させた後、その 可否を議場に諮詢したところ、満場一致別冊原 案通り可決決定した。

第3号議案 加入金徴収の件

加入金額については慎重審議の結果金 円を徴収することに満場異議なく可決決定した。

第4号議案 賦課金の額及びその徴収方法決定の件

議長は原案として、賦課金の額を1組合員1ヶ月 円とし、毎月 日迄当組合事務所へ納入することとしたい旨諮ったところ、一同異議なく原案通り可決決定した。

第5号議案 借入金残高の最高限度決定の件

議長は原案として、借入金残高の最高限度を 円としたい旨諮ったところ、満場一致原案通り可決決定した。

第6号議案 1組合員に対する貸付金額及び債務保証の残高の最高限度決定の件

議長は原案として、1組合員に対する貸付金額及び債務保証の残高の最高限度を 円としたい旨諮ったところ原案通り満場異議なく可決決定した。

第7号議案 役員報酬決定の件

議長は第7号議案を上程、原案として代表理事月間 円といたしたい旨諮ったところ、一同異議なく原案通り可決決定した。

第8号議案 役員選挙の件

議長より 年 月 日就任の当組合の役員全員が 年 月 日をもって任期満了したので（辞任されたので）これが改選の必要がある旨を述べその後任者の選出方法を如何にするかを一同に諮りたるところ「選考委員による指名推選の方法によること、選考委員は 名位とし、議長の指名によられたい」との発言あり、一同これに賛成したので、議長は 、 、 の 名を選考委員に指名し一同に了承を求めたところ、全員異議なく賛成した。

議長は選考委員会開催中本会議を休憩する旨宣し、選考委員は別室において理事 名、

監事 名の選考に入った。

委員会が終了したので議長は本会議の再開を宣し、委員会の結果の発表を求めた。

選考委員を代表してその結果を次の通り発表した。

理 事

同

同

監 事

同

議長はただ今の発表に異議なきかを一同に諮ったところ、一同異議なく満場一致可決決定した。

（選挙の方法の場合）

定款第 条による連記式無記名投票の結果、次の者が当選し、それぞれその就任を承諾した。

理 事

同

同

監 事

同

（注）役員の定数について定款変更した場合には（当選者は全員定款変更の認可書が到達した日をもって就任することを承諾した。）と書き替える。

以上をもって本日の議案の全部の審議を終了したので議長は閉会を宣した。時に 時分であった。

上記の議事の経過の要領及び結果を明確にするため議長並びに出席理事全員次に記名捺印する。

平成 年 月 日

協同組合

議 長	印
代表理事	印
理 事	印
同	印
同	印

理事会議事録

理事会議事録

1. 招集年月日 平成 年 月 日

1. 開催日時 平成 年 月 日 時

1. 開催場所

1. 理事総数

1. 出席した理事の氏名

1. 欠席した理事の氏名と理由（病気、出張中）

1. 議事の経過の要領及び議案別の議決の結果
定款の規定により理事長 議長に就任、直ちに議案の審議に入る。

第1号議案 代表理事（理事長） 副理事長及び専務理事選任の件
一同互選の結果次のとおり決定、当選者は即座にその就任を承諾した。
代表理事（理事長）
副理事長
専務理事

第2号議案 顧問委嘱の件
一同審議の結果 を顧間に委嘱することに決定した。
以上をもって議事終了したので議長は閉会を宣した。
時に午後 時 分であった。
上記議事の経過を明確にするため議長並びに出席理事議事録を作成し次に記名捺印する。

平成 年 月 日

協同組合

議長、代表理事（理事長）	印
副理事長	印
専務理事	印
理事	印
同	印

役員変更届書（所管行政庁へそれぞれ提出）

平成 年 月 日

和歌山県知事 殿

組合の住所および名称

組合を代表する理事の氏名

印

中小企業等協同組合役員変更届書

中小企業等協同組合法第35条の2の規定により中小企業等協同組合の役員の変更を別紙の変更した事項を記載した書面その他の必要書類を添えて届け出ます。

平成 年 月 日

和歌山県知事 殿

協業組合
商工組合 } の名称
商工組合連合会

住所

協業組合
商工組合 } を代表する理事の氏名
商工組合連合会

印

役員の氏名（住所）変更届出書

役員の氏名（住所）に変更がありましたので、中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第3項（第47条第2項）において準用する中小企業等協同組合法第35条の2の規定により、下記の書類を添えて届け出ます。

記

- 1 変更した事項を記載した書面
- 2 変更の年月日および理由を記載した書面

平成 年 月 日

和歌山県知事 殿

組合の住所及び名称

組合を代表する理事の氏名 印

商店街振興組合（連合会）役員氏名変更届出書

役員の氏名に変更がありましたので、商店街振興組合法第45条の規定により別添書類を添えて届け出ます。

（別添書類）

1. 変更した事項を記載した書面
2. 変更の年月日および理由を記載した書面
3. 新たな役員を選挙した総会（選任した理事会）
の議事録（謄本）

変更した事項を記載した書面

変更の年月日

変更の理由

（1）定款第 条（役員の任期）の任期満了につき改選の結果、下記のとおり変更しました。

氏名（新）	役職名	氏名（旧）
	代表理事（理事長）	
	副理事長	
	専務理事	
	理事	
	同	
	監	事

決算関係書類提出書（所管行政庁へそれぞれ提出）

平成 年 月 日

和歌山県知事 殿

組合の住所および名称

組合を代表する理事の氏名 印

中小企業等協同組合決算関係書類提出書

中小企業等協同組合法第105条の2の規定により別紙の中小企業等協同組合の決算関係書類を提出します。

平成 年 月 日

和歌山県知事 殿

協業組合
商工組合
商工組合連合会 } の名称

住所

協業組合
商工組合
商工組合連合会 } を代表する理事の氏名 印

決算関係書類提出書

中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第6項（第71条）において準用する中小企業等協同組合法第105条の2の規定により、下記の書類を提出します。

記

1. 事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書および剰余金の処分または損失の処理の方法を記載した書面
2. 1の書類の承認をした通常総会（通常総代会）の議事録の謄本

平成 年 月 日

和歌山県知事 殿

組合の住所及び名称

組合を代表する理事の氏名 印

商店街振興組合（連合会）決算関係書類提出書

商店街振興組合法第82条の規定により、商店街振興組合（連合会）の決算関係書類を別添のとおり提出します。

- (別添書類) 1. 事業報告 2. 財産目録
3. 貸借対照表 4. 損益計算書
5. 剰余金の処分又は損失の処理の方法
を記載した書面
6. 1から5までの書類を承認した通常
総会の議事録（謄本）

定款変更認可申請書（所管行政庁へ提出）

平成 年 月 日

和歌山県知事 殿

組合の住所及び名称

組合を代表する理事の氏名 印

中小企業等協同組合定款変更認可申請書

中小企業等協同組合法第51条第2項の規定により中小企業等協同組合の定款変更の認可を受けたいので別紙の変更理由書その他必要書類を添えて申請します。

変更理由書

変更箇所を記載した書面

新 条 文	旧 条 文

代表理事変更登記申請書

組合変更登記申請書

(代表理事の全員が理事の任期満了に伴う資格喪失により退任し、後任者が就任または重任した場合)

1. 名 称 組合
1. 主たる事務所 番地
1. 登記の事由 代表理事変更
1. 登記すべき事項 平成 年 月 日代表
理事何 某は資格喪失により
退任
代表理事は別紙のとおり就任
(注) 全員重任のときは「代表理事
は別紙のとおり重任」とのみ
記載すればたりる。

1. 添付書類
定款抜粋 1通
総会議事録 1通
(注) 代表理事に就任した者が理
事に選任された総会の議事録
である。

- 理事会議事録 1通
(注) 代表理事選任に関する理事
会の議事録である。

- 就任承諾書 通
(注) 代表理事の就任承諾書であ
るが、理事会の席上で被選任
者が就任を承諾した場合には
「就任承諾書は、理事会議事
録の記載を援用する」と記載
すればたりる。

- 委任状 1通
(注) 代理人によって申請する場
合に限る。

上記のとおり登記の申請をする。

平成 年 月 日

申請人住所組合名

代表理事住所氏名

代理人住所氏名

和歌山地方法務局 御中

定 款 抜 粋

定 款 抜 粋

第2条 (名 称)

本組合は 組合と称する。

第4条 (事務所の所在地)

本組合は事務所を和歌山県 に置く。

第 条 (役員の定数)

役員の定数は、次のとおりとする。

(1) 理 事 人 (人以上 人以内)

(2) 監 事 人 (人以上 人以内)

第 条 (役員の任期)

役員の任期は次のとおりとする。

(1) 理 事 年

第 条 (理事長、副理事長および専務理事の選任 及び職務)

理事のうち1人を理事長、 人を副理事長、
人を専務理事とし、理事会において選任する。

2 理事長は本組合を代表し、本組合の業務
を執行する。

3 以下省略

第 条 (役員の選挙)

役員は総会において選挙する。

2

3

4

5

6



組合決算期の諸手続一覧

1 事業年度末が基準のもの		必 要 書 類
	出資の変更登記を… { 主たる事務所では4週間以内に 従たる事務所では5週間以内に	1 申 請 書 2 監事の証明書 3 委 任 状
	法人税、地方税の確定申告を 2カ月以内に	1 申 告 書 5 勘定科目内訳明細書 2 貸借対照表 3 損益計算書 4 損益金処分案
2 通常総会の日が基準のもの		
	総会開催の通知…会日の10日前まで定款で定めた方法で	1 総会招集通知書(日時、場所、議案) 2 委 任 状
	監事の監査…総会の1週間前までに	
	行政庁への決算関係書類の提出…総会決議後2週間以内に	1 提出書 2 事業報告書 3 財産目録 4 貸借対照表 5 損益計算書 6 剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面 7 総会議事録
定 款 変 更	行政庁への定款変更の認可申請書…総会決議後すみやかに名称、地区、公告方法、事業の変更、組合員の資格、出資払込の方法、役員の定数、役員の任期、定款中の条文、出資1口の金額 (注)出資1口の金額の減少の議決をしたときは、議決の日から2週間以内に財産目録、貸借対照表を作り30日以内に公告をなし、債権者に対しては協組法56条参照	1 申 請 書 2 通 2 総会議事録 " 3 定款変更理由書 " 4 定款変更箇所を記載した書面 " (注)県事務所へ提出する場合は3通
	定款変更登記… { 主たる事務所では認可書の到達後2週間以内に 従たる事務所では認可書の到達後3週間以内に 名称、地区、公告の方法、事業、出資払込の方法、出資1口の金額 (注)出資1口の金額の増加の場合、総会議事録、定款変更認可書、出資1口の金額増加についての組合員の全員同意書	1 申 請 書 2 総会議事録 3 定款変更認可書 4 委 任 状
	出資1口金額の減少の場合 総会議事録、定款変更認可書、公告及び催告をしたことを証する書面 異議を述べた債権者に対して弁済し若しくは担保を供し又は財産を信託したことを証明する書面(債務弁済証書、担保提供証書、信託証書等)	
役 員 変 更	行政庁への役員変更届書の提出 総会決議後2週間以内に	1 届書 2 変更した事項を記載した書面 3 変更理由書 4 総会議事録 5 理事会議事録
	役員変更登記… { 主たる事務所では変更後2週間以内に 従たる事務所では変更後3週間以内に (注)重任、再任の場合でも必ず登記すること。	1 申 請 書 5 定款抜すい 2 総会議事録 6 辞 任 届 3 理事会議事録 7 委 任 状 4 就任承諾書
事 務 所 の 移 転	事務所の移転登記…移転後2週間以内に	1 申 請 書 2 総会議事録 3 定款変更の認可書 4 理事会議事録 5 委 任 状
ご不明の点は中央会へお問合せ下さい。		〒640-8566 和歌山市西汀丁26 県経済センター7F TEL 073-431-0852

中央会ホームページ上でも御覧頂けます。 <http://www.chuokai-wakayama.or.jp/>